

【備 考】

1 ☆印は受講するクラスが指定される授業科目、◆は隔年開講科目を示す。

【履修要件】

- 1 同一授業科目を重複して履修することはできない。
- 2 一年間の履修単位数は各年次48単位（半期24単位）を上限とする（通年科目を履修した場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する）。ただし、2年次および4年次に限り特別の事情のある者は、学部長に申請することにより、進級・卒業要件単位数の不足分を上限として、履修を許可される場合がある。なお、卒業要件単位数に算入されない資格教育課程に関する科目の単位数はこの枠外とする。
- 3 専攻科目の中には履修資格や人数を制限する科目がある。
- 4 「中国学卒論演習B」は、原則として「中国学卒論演習A」を未修得のものは履修できない。
- 5 専攻科目のうち演習科目については、原則として他学部他学科の学生は履修することができない。ただし、学科および担当教員の認めた場合はこの限りではない。

【コース制】

- 1 2年次で学科所定の手続きにより、「言語コース」または「社会文化コース」のいずれかのコースを選択しなければならない。

【進級要件】

（2年次から3年次）

- 1 2年次終了までに、次の単位を含めて学則所定の「卒業要件単位数」のうち、60単位以上修得しなければならない。
 - （1）外国語科目（英語）4単位以上。
 - （2）言語コース履修者は、1・2年次共通科目および特別必修科目群（言語コース）の中国語演習15単位以上。社会文化コース履修者は、1・2年次共通必修科目の中国語演習12単位以上。

【学外単位認定制度】

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位数に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

【卒業要件】

- 1 4年以上在学し、学則所定の次表の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。

授業科目	共通教養科目										専攻科目					合計				
	共通基盤科目					共通テーマ科目					共通必修科目	選択必修科目			専攻科目合計					
	FYS	外国語科目	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	グローバル経済を学ぶ	社会と人間	科学技術と社会	生と死を考える		公共の新しいかたちをもとめて	共通教養科目合計	（言語コース・社会文化コース）特別必修科目群			A群	B群	C群	関連科目
入学年度																				
2014年度以降入学	2	8	4	4	4					2		32	31	11	14	18	24	98	130	
			8																	

- 2 「FYS」2単位を修得すること。
- 3 外国語科目は英語8単位を修得すること。ただし、外国人留学生及び外国高等学校在学経験者（帰国生徒等）は申請により、英語に換えて、4～6単位を日本語とすることができる。なお、8単位に不足する単位は英語で補うものとする。
- 4 共通基盤科目及び共通テーマ科目については、次の単位を含めて22単位以上修得すること。
 - （1）人文の分野を4単位以上。
 - （2）社会の分野を4単位以上。
 - （3）自然の分野を4単位以上。
 - （4）共通テーマ科目から2単位以上。
 - （5）人間形成の分野のうち「スポーツ文化Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、2単位まで卒業要件単位数に算入することができる。
 - （6）人間形成の分野のうち「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ」「海外インターンシップ」は2単位まで卒業要件単位数に算入することができる。なお、「キャリア形成Ⅲ・Ⅳ」「国内インターンシップ」は、卒業要件単位数に算入できない。
- 5 共通必修科目31単位を修得すること。
- 6 特別必修科目群11単位を修得すること。
- 7 選択必修科目A群から14単位以上修得すること。
- 8 選択必修科目B・C群から18単位以上修得すること。
- 9 「言語コース」履修者は、3年次（5セメスター、6セメスター）の選択必修科目C群（10科目）から2単位以上修得すること。
- 10 関連科目から24単位以上修得すること。

関連科目の単位として算入できるものは次のとおりとする。

 - （1）共通教養科目、専攻科目（A・B・C群科目）の「卒業要件単位数」を超える単位。外国語科目の中には中国語上級を含む。
 - （2）教職課程登録者が修得した「教職に関する科目」の単位。（上限6単位）
 - （3）他学部他学科開講の専攻科目の単位。ただし、他学部・他学科が受講を認めない科目については、履修することができない。

教育課程における標準年次の区切線について

- ① 標準年次が実線（——）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線（-----）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、[履修要件]等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。